

## 第9回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成27年9月29日（火） 14時～16時30分
- 場所：鳩ヶ谷庁舎3階 304・305会議室
- 出席委員：小嶋会長、金井副会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、木岡委員、板橋委員、石川委員、岡田委員、金澤委員、武井委員、龍口委員、山岡委員、山崎委員、操木委員、谷田部委員
- 欠席委員：伊藤委員、菅原委員、邊田委員、森住委員
- その他出席者：清水市長室長、室井行政経営推進室長、大山情報政策課長、福田財政課長、大津総務部長、折原職員課長、戸佐職員課長補佐、山崎行政管理課長、小倉危機管理部長、安田理財部長、鹿島新庁舎建設室長、渡辺税制課長、三野特別債権回収室長、市村納税課長、小西市民生活部長、田村自治振興課長、渡部かわぐち市民パートナーステーション所長、池田福祉部長、阿部福祉総務課長、大久保子ども部長、板倉子ども育成課長、須佐子育て相談課長、藤波保育課長、中村青少年対策室長、飯田健康増進部長、佐藤保健衛生課長、鈴木国民健康保険課長、香山保健センター長、小林経済部長、五島経済総務課長、橋口建設部長、永瀧建設管理課長、酒井道路維持課長、栗原道路建設課長、田中河川課長、田中下水道部長、間中下水道管理課長、松嶋下水道維持課長、大河原下水道推進課長、越川ポンプ場管理センター所長、小林会計管理者、境沢水道部長、野崎水道総務課長、大森財務課長補佐、本山営業管理室長、田部施設課長、樋口給水管理課長、菊地浄水課長補佐、江連生涯学習部長、古澤教育総務課長、小川生涯学習課参事、金野スポーツ課長補佐、茂呂学校教育部長、井上学務課長、野村消防長鈴木政策審議室長、堀政策審議員、秋葉政策審議員、大竹政策審議員、岩城企画財政部長、瀬切企画総務課長、小山企画総務課長補佐、小川主査、芝崎主査、吉川主査、芦澤主任、山本主任、野村総合研究所妹尾氏、野村総合研究所横山氏
- 議題：議事
  - (1) 第7回及び第8回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について
  - (2) 第5次川口市総合計画案文について
    - 5-2. 基本計画各論
      - E. 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
        - E-3：安全・安心な上下水道サービスの提供
        - E-4：さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり
      - F. 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

F-1：市民が元気に活動するための環境づくり

F-2：市民と行政の相互協力

F-3：行政経営の基盤強化

(3) その他

■ 傍聴人の数：3名

■ 会議資料：次第

第6回川口市総合計画審議会 議事概要

第5次川口市総合計画案文（地域別計画・個別計画）

持参資料1：第5次川口市総合計画案文（基本計画）

持参資料2：資料1 第7回審議会での検討・調整事項の修正案

持参資料3：資料2 第8回審議会での検討・調整事項の修正案

## 1. 開会

- ・ 会長より第9回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。
- ・ 会長より欠席委員の報告があった。
- ・ 審議を傍聴したい旨の届出が3名より提出があり、これを許可した。

## 2. 議事

- ・ 事務局から配布資料の説明があった。
- ・ 本日の会議署名人の選任があった。

### (1) 第7回及び第8回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について

#### 【会長】

それでは、審議に入る。まず、議事の(1)第7回及び第8回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告についてだが、最初に第7回分について、事務局から報告願います。

#### 【企画総務課長】

それでは、各委員から第7回審議会とその後期限を設け、提出いただいた意見を基に修正した内容の報告をさせていただく。修正については、今までと同様に事務局と関係部局にて検討を調整し、学識の先生方のアドバイスをいただきながら整理した案を正副会長と確認の上、まとめた。事前に送付したホチキス留めの資料1にいただいた意見と修正文を記載しているので、ピンク色の冊子の計画案文と照らし合わせてご覧いただきたい。

まず、計画案文の31・32ページの施策「C-1：地域経済基盤づくり」でいただいた意見から説明をさせていただく。資料は1ページをご覧いただきたい。

ご意見1は、「基本方針の2行目に『競争力を強化するとともに、経済活動を活性化します。』とあるが、競争力の強化と経済活動の活性化は一体的なものであることから、文言を整理したほうが良い」との意見をいただいた。この意見に対しては、「競争力を強化」という記述が市内企業間の競り合いと誤解を招く恐れもあることから削除した。

ご意見2は、「主な背景事象のIVの1つ目に、『若者の製造業離れが深刻』とあるが、そういったデータがあるのか確認した上で、事実に基づいた表現にしてほしい」という意見をいただいた。この意見に対しては、製造業だけでなく、その他の業種においても若者の就業者の比率が減少傾向であったことから、製造業だけについての記述を削除し、表記のように修正をした。

ご意見3は、計画案文32ページの単位施策と主な取り組みのI、企業経営の強化支援の2つ目に記述のある「乗数効果」の文言が分かりづらいことと、同文に「市内経済に波及効果を及ぼし」とあることで、「意味が重複しているので、削除しても良いのではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘のとおり、「乗数効果が期待できる」の文言を削除した。

資料の2ページ、ご意見4は、ご意見3と同じくⅠの3つ目の記述の後半に「『社会的信頼の向上および販路拡大を図ります』という文章があるが、主語がないので、『事業者の』と入れるべきではないか」という意見をいただいた。この意見に対しても、ご指摘のとおり、加筆をした。

ご意見5は、「単位施策と主な取り組みのⅡ、就業環境の向上の2つ目に『女性のさらなる社会進出を支援する勉強会により』とあるが、女性が勉強会を受けるという意味に取れ、女性に対し勉強が必要だと誤解を招く記述であるので、改めたほうが良い」という意見と、その後続く文に、『女性が活躍する場を増やし』とあるが、何に対し女性が活躍するのか分かりづらいので、明確な表現にしたほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、この勉強会がそもそも女性を雇用する企業側に対するものであることは審議会の中でも担当部長から説明をしたとおりだが、誤解の無いように「勉強会」の表現を修正し、2つ目の指摘も「企業内で」の文言を加筆した。

ご意見6は、ご意見5と同じく「Ⅱの中で、女性や若者の就労の支援についての記述はあるが、障害を持った人に対する就労支援についても記述したほうが良いのではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、障害者に対する取り組みについては、「A-4:誰もが安心して生活できる環境づくり」のⅡ、「障害者を支える仕組みづくりの推進」で捉えている。また様々な就労支援を行っている中、ここでは少子高齢社会の中での労働力確保の視点で、ウーマノミクスや将来を担う若者の就労支援を記述していることから、原案のとおりとした。

資料3ページ、ご意見7は、同じく「Ⅱの3つ目の記述では、最終的に就職して生活を安定させることを取り組みの目的として記述しているが、『自信を取り戻す』といった文言も入れたほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、自信を取り戻すなど、個人の内面的な感覚は、捉え方が人により異なることが考えられるため、あえて記述せずに、原案のとおりとした。

ご意見8は、審議会後にいただいたご意見で、計画案文は33・34ページになる。「Ⅱの主な背景事象の2つ目の記述で、企業の存続が難しい原因を『工業地域への住宅立地』と断定しているので、表現を改めたほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘のとおり、存続が厳しい企業があるという視点ではなく、工業地域への住宅立地が進む中でどのようなまちづくりが求められているのか、という視点での表現に修正をした。

ご意見9は、審議会でのご意見と、その後いただいたご意見を合せたもので、単位施策と主な取り組みのⅡ、「企業立地の支援」に、市外からの企業誘致促進のための支援だけを挙げていることや、誘致の促進についても、「製造業などの工業関係の企業の誘致は現実的に難しい中で、工業に限定せず、市としての取り組みをもっと大きく捉えて書き込むべきではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘のとおり、企業の誘致については製造業など工業に限ったものではないことから、C-2の施策名を「活力ある

工業の振興」から「活力ある工業等の振興」とした。このC章では、C-1で地域経済全体を捉え、C-2からC-4で、工業・商業・農業と大きく3つに分けて捉え、C-5で産業以外の資源や魅力という視点でまとめているが、商業・農業のくくりに入らない産業を「工業等」で表すことで、製造業以外の物流などの業界も広く含めた表現にした。また、IIの単位施策名を「企業立地の支援」から「企業立地および業務拡張等の支援」と修正するとともに、1つ目の文章を削除し、表記のとおり書き換え、市外からの企業誘致の支援だけでなく、市内既存の企業への支援なども、市内産業の発展のために重要な取り組みとして記述した。

資料4ページ、ご意見10は、計画案文では35・36ページになる。審議会後にいただいたご意見で、主な背景事象の2つ目の記述について、「商店街にとっての良い機会とはどんなことか、明確に表現した方が良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、「ビジネスチャンス」と言い換え、修正した。

ご意見11は、基本方針の記述に照らし合わせ、36ページの単位施策と主な取り組みのI、「『にぎわいある商業活動の振興』での記述の対応関係が分かりづらい」という意見をいただいた。この意見に対しては、人々が買い物を楽しめる商業環境づくりと、地域に密着した商店街の魅力づくりについての視点から整理するため、2つ目の文章を削除し、表記のとおり2つの文章に差し替え、修正した。

ご意見12は、計画案文では37・38ページになる。「都市農業の振興をうたっているが、市民意識調査で50%以上の方が好きな場所として挙げているグリーンセンターを記述することはできないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘のとおり、グリーンセンターは、花や緑に親しめる市民の憩いの場として人気の高い施設であるだけでなく、様々なイベントなどを通し、緑化産業の振興を進めていることから、38ページのI、都市農業の振興の2つ目として、表記のとおり、文章を新たに追加した。

なお、37ページの目標指標に誤りがあったので、修正をさせていただきたい。指標の3つ目、市民農園区画数の現状値「485」を「492」と、目標値「565」を「572」と修正願います。

資料5ページ、ご意見13は、計画案文では39・40ページになる。「Ⅲ、『SKIP シティを活用した地域の活性化』での記述で、SKIPの活用は映像産業だということは必要な記述だと思うが、それだけを強調するのではなく、もっと広がりがあるような記述にしたほうが今後の展開が開けてくるのではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、ここでの記述はご指摘のことを意図しており、映像だけに限ったものではなく、映像を例に挙げた上で、音楽、ゲーム、書籍などの様々なコンテンツに関する、新しい産業を創出するということを表現するために、「映像などのコンテンツ」とした。しかしながら、さらに今後の展開を示すため、表記の記述を加筆し、SKIP周辺の方々の利便性が向上するような施設等の整備も視野に入れた表現に修正をした。説明は以上である。

【会長】

ただ今、第7回の審議会での検討・調整事項について、事務局から報告があった。皆さん方には事前に配布し、ご確認いただいたと思うが、特に何かご意見があれば、お願いしたい。特に意見がないようであれば、この修正案のとおりでよいか。

「異議なし」の声あり。

【会長】

それでは、第8回の審議会の検討・調整事項の検討結果の報告について、事務局から報告願います。

【企画総務課長】

それでは、各委員から第8回審議会とその後期限を設け、提出いただいた意見を基に修正した内容の報告をさせていただく。ホチキス留めの資料2の1ページをご覧ください。

ご意見1は、審議会後にいただいたご意見で、「43ページの主な背景事象のⅡの1つ目の記述に、本市に残された緑地の表現として貴重な斜面林も入れたほうが良いのではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、斜面林について記述し、さらに3行目の「農業の担い手不足といった営農困難な状況」の記述を受けて「植木畑」の文言も加筆した。また、安行台地、見沼田んぼなど、特定の名称ではなく、表記のとおり、広く捉えた表現に整理し、修正をした。

ご意見2は、「44ページの単位施策と主な取り組みのⅠ、水辺環境の整備とⅡ、緑地環境の整備の記述に、『市民との協同』、『市民の協力を得ながら』、『市民と協力しながら』とあり、それぞれ表現のニュアンスが異なるが、使い分けている意味が特にないのであれば、表現を統一したほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、Ⅰ、水辺環境の整備での「市民との協同」は、Ⅱの緑地環境の整備の3つ目の記述と同じ意味合いであることから統一し、「市民と協力しながら」と修正をした。また、Ⅱ、緑地環境の整備の1つ目の「市民の協力」は、他と意味合いが異なるので、「市民の協力」だけでなく、「保全への理解」の文言を加筆し、内容の違いを明確にするとともに、その後の文章についても重複する文言などを整理し、修正した。

資料の2ページ、ご意見3は、計画案文では45・46ページになる。「目標指標について、温室効果ガスの排出量だけでなく、河川における水質汚濁の状況も取り上げたほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、水質汚濁や大気汚染など、環境汚染を測るものは数多くあり、その中で水質汚濁だけを取り上げるのではなく、世界規模で取り組まれている温室効果ガスの排出量の削減を代表的なものとして設定していることから、原案のとおりとした。

ご意見4は、審議会後いただいたご意見であるが、主な背景事象のⅠの4つめの記述について、「浄化槽が悪臭の発生原因となっているのか確認の上、必要に応じて記述を修正すべき」との意見と、ここで記述のある「事業所」と、上から4行目に騒音や振動の発生源として記述のある「工場などの事業所」を、「書き分けた理由があるのか」という意見をいただいた。この意見に対しては、まず1点目は、そのような事実が認められなかったことから、「浄化槽」の記述を削除した。2点目は、2カ所の表現を合せること、また騒音や振動の発生源としての「事業所」を、「工場」と限定するような表現に取られる心配もあることから、「工場などの」を削除した。

ご意見5も審議会後いただいたご意見であるが、主な背景事象のⅡの最後の4行の記述について、「記述の趣旨がもっと明確になるよう、文言を整理したほうが良いのではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、東日本大震災以降、市民や事業者の省エネに対する意識はより高まっているものの、原発事故の影響で化石燃料の使用量が増えていることも事実であり、そのような厳しい中でも温室効果ガスの排出抑制をしなくてはならないという現状が分かるよう、文言を整理した。

資料3ページ、ご意見6は、計画案文の46ページのⅠ、生活環境の保全の2つ目に、「生活排水の改善に関連して、浄化槽だけでなく、下水道の整備についても記述すべきではないか」という意見で、「56ページのⅣ、公共下水道の普及・機能向上に記述があるのは承知している上で、こちらで記述すべき」という意見であった。この意見に対しては、ここでは、生活排水の改善や生活騒音の防止などは市民に啓発し、理解をいただくことで改善できることが多いため、そのような啓発活動を通し、良好な生活環境を保つという趣旨である。下水道の整備により生活排水を改善するという内容のⅣ、「公共下水道の普及・機能向上」での記述とは、このような内容で書き分けているため、原案のとおりとした。

ご意見7は、計画案文47・48ページになる。48ページの単位施策と主な取り組みのⅠ、廃棄物の減量化・再資源化の4つ目に、「もっと徹底した防止をすべきであるので、記述をそのように改めたほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、「不法投棄やポイ捨てをしづらい環境」だけでなく、様々な取り組みを通し、「させない環境」をつくることをより明確に表現するため、表記のとおり加筆し、修正した。

資料4ページ、ご意見8は、審議会後にいただいたご意見で、「計画案文47ページのキーワードのⅡに『老朽化した廃棄物処理施設の更新』とあるが、大きな問題であるので、主な背景事象に現状を記述したほうが良い」という意見と、ご意見9は、主な背景事象のⅡの記述について、「最終処分場の有無にかかわらず、最終処分量を削減し、環境負荷の低減を図るべきであることから、記述を整理したほうが良い」という意見をいただいた。まず、ご意見8に対しては、ご指摘のとおり、主な背景事象の1つ目として、表記のとおり、文章を新たに追加した。ご意見9に対しても、ご指摘のとおりであることから、1から4行目の文章を、表記のとおり、書き換えをした。

資料5ページ、ご意見10であるが、「計画案文48ページの単位施策と主な取り組みの

Ⅱ、廃棄物の適正処理の推進の中に、高齢でごみが出せなくなった方などに対して市で行なっている、ふれあい収集の取り組みについて、良い取り組みなので記述したほうが良い」という意見をいただいた。また、ご意見 11 では、同じところの 3 つ目に記述のある『適正処理困難物』は、イメージしづらく、分かりにくいことから、他の表現にするか、もしくは説明が必要ではないか」という意見をいただいた。まず、ご意見 10 に対しては、ご指摘のとおりであるが、原則として、基本計画では具体的な個別の事業を掲載せず、個別計画や実施計画で記述することとしていることから、原案のとおりとした。ご意見 11 については、単位施策と主な取り組みでの記述は原案のままとし、47 ページの主な背景事象のⅡの最後に、処理困難物がどんなものか分かりやすい表現を用いて、新たに 2 行の文章を加筆し、整理した。

ご意見 12 は、計画案文では 51・52 ページになる。51 ページの主な背景事象のⅡについて、「土地区画整理事業を進めている 10 地区以外の市街化地区について、現状も捉えて、記述すべきではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘の地区についても基盤整備を行っていることから、主な背景事象のⅡの 3 つ目として、現状を説明する内容の文章を表記のとおり、新たに追加した。

資料 6 ページ、ご意見 13 は、計画案文 52 ページの単位施策と主な取り組みのⅡ、市街地整備の推進の 1 つ目について、「全国的にも空き家や空き部屋などが相当数あり、深刻な問題であることから、今後の人口動態なども踏まえ、新たな宅地としての利用を増進するだけでなく、適切な規模で推進することや、既存の住宅や宅地の利活用について記述したほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、ここでは、何のために土地区画整理事業を進めるのかを趣旨としており、ご指摘については、同じページのⅤにて捉えていることから、原案のとおりとした。

ご意見 14 は、審議会後にいただいたご意見で、「単位施策と主な取り組みのⅣ、鉄道駅周辺整備の推進の 3 つ目に、『埼玉高速鉄道線の各駅から』とあるが、ここでの趣旨を捉え、具体的な駅名を記述すべきではないか」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘のとおり、「新井宿駅や戸塚安行駅など」と駅名を記述した。

資料の 7 ページ、ご意見 15 は、計画案文では 53・54 ページになる。「目標指標にコミュニティバスの利用者数を挙げているのに、本文の中にコミュニティバスの記述がないが、交通ネットワークの意味を分かりやすくするためにも、事例の 1 つとして『コミュニティバスの充実』を追記したほうが良い」という意見をいただいた。この意見に対しては、ご指摘の趣旨を踏まえ、主な背景事象のⅡの 2 つ目に「コミュニティバスの充実を含む」の文言を加筆した。

ご意見 16 は、審議会後にいただいたご意見で、「54 ページの単位施策と主な取り組みのⅡ、公共交通機能の充実の 3 つ目に、『駅舎の改修』とあるが、川口駅に対してだけの記述となっているが、他の駅はどうなのか。また、市が駅舎を改修すると読めないか」という意見と、同じところでご意見 17 として、「川口駅利用者の利便性の向上のためには、埼



玉高速鉄道線の活用も含めて記述したほうが良い」という意見をいただいた。まず、ご意見16に対しては、ここでは単に市内にある駅舎の改修について記述しているのではなく、乗り換えのない駅として、県内で1位の乗降客数のある川口駅の利用者の利便性や安全性の向上のため、湘南新宿ラインの停車をJR東日本に要望しているところであり、それに伴う駅舎の改修であり、湘南新宿ラインの停車と併せ、その実現に向けての要望等に取り組むという趣旨で記述したものであることから、原案のとおりとした。ご意見17に対しては、ご指摘のとおり、埼玉高速鉄道線の利用環境の改善について表記のとおり追記をした。説明は以上である。

#### 【会長】

第8回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について事務局から説明があったが、これらについても皆さん方には事前に配布し、ご確認いただいたと思っているが、特に何かあれば、意見をお願いしたい。

#### 【委員】

議論をするものではない前提で、1点だけ意見を申し上げたい。意見16、川口駅の駅舎の改修についてだが、まず、川口駅利用者の利便性の向上として、埼玉高速鉄道の利活用も入ることは大いに前進だと思う一方で、駅舎の改修は、湘南新宿ライン停車に伴う駅舎の改修との説明であった。私も湘南新宿ラインが停車できれば良いと思うし、駅舎の改修も必要な事業ということに全く異論はないが、市が総合計画でここまで書いてしまうと、「市の予算で駅舎を改修します」という部分が含まれることに危惧をしている。なので、そうならないようにという意見だけは、申し述べさせてもらう。

#### 【会長】

大変難しい問題だが、最終的には議会で議論していただくことになる。意見だけを承っておきたいと思う。

#### 【副会長】

事前に2点ほど確認をお願いしたことについて、はっきりしていなかったもので、確認したい。1つは、B-1で、当初書かれていた見沼田んぼについて、固有名詞を入れないためという説明があったが、修正した表現で見沼田んぼが読めるのかということについて確認をしたい。というのは、台地と斜面は書いてあるが、見沼田んぼが台地の上や、斜面の上に含まれていると読めるかどうかわからないので、確認していただければと思う。

もう一点は、意見5に、「化石燃料の使用量が増加している」と書いてあるのだが、これがD-2で設定している目標指標の現状値が平成23年度当時の数字しかないもので、増加しているという事実がデータとしてあるのかということを確認した。もしデータがあれば

ば、要は現状値がさらに上がっていることになるし、データがないのであれば、23年より上がっているという証拠がないので、書けないのではないか。この2点の確認をさせていただきたい。

**【企画総務課長】**

まず、D-1の見沼田んぼの関係は、見沼田んぼを含めた広い地域という表現にするため、修正した。見沼田んぼが台地なのか、斜面林なのかということだが、台地でも斜面林でもなく、緑化空間と捉えている。

また、温室効果ガスの関係は、23年度の数値は出ているが、最新の数値はまだ出していない状況である。化石燃料の使用量が増えているというのは、全国的な傾向として一般的に言われていることを取って、修正している。

**【副会長】**

2点目はちょっと怪しいと思う。ただ、川口市の場合は電気を多く使用する業界があり、非常に問題は深刻であったという特徴的なことがあるので、できれば最新のデータをちゃんとそろえたほうが良いのではないか。1点目は「など」の中に、平地の緑化空間も含まれていると確認をしたので、よろしいかと思う。

**【会長】**

ほかの委員さん方、いかがか。

「なし」の声あり。

**(2) 第5次川口市総合計画案文について**

**【会長】**

それでは、修正については、先ほどの説明のとおりとさせていただきます。次に議事の(2)第5次川口市総合計画案文に移りたい。本日はE-3から基本計画各論の最後であるF-3までの審議を予定している。

それでは、「E-3：安全・安心な上下水道サービスの提供」について、事務局から説明願います。

**【企画総務課長】**

それでは、計画案文55・56ページをご覧ください。「E-3：安全・安心な上下水道サービスの提供」について、説明をさせていただきます。この施策の基本方針として、「災害に強く、いつでも安心して上下水道を利用できる環境をつくとともに、安全な水道水の提供と公共用水域の水質保全を推進します」とした。上水道と下水道が果たすべき役割

として、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境の確保が求められている一方、過去の震災において、管路の破損などによる断水や、液状化によるマンホールの浮上などといった被害が全国各地で発生したことを教訓に、復旧体制の見直しや、災害に強い上水道、下水道施設の整備が求められている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠからⅤにまとめている。

Ⅰの主な背景事象では、水道水を飲料水として安全に安心していつでも利用できるよう、水質管理の徹底を図っていることについて記述している。

Ⅱでは、水道水を安定的に供給するため、県水の確保と、貴重な自己水源である井戸の保全を図っていること、自然災害などが発生した場合においても、安全で安心な水道水を供給するため、危機管理体制を強化していることを記述している。

Ⅲでは、本市の水道普及率はほぼ100%となっている一方、節水意識の浸透などにより需要が減少しており、今後の人口減少などにより、一層給水収益が減少することが考えられることから、将来の水需要を見据え、適正規模の施設配置が必要となっていることを記述している。

Ⅳでは、公共用水域の水質を保全するため、未普及地域での下水道整備の推進が望まれていること、老朽化した下水道施設の計画的な更新が必要であること、市民や事業者の協力を得ながら、水洗化に取り組む必要があることについて記述している。

Ⅴでは、下水道施設の新設や更新にかかる費用の財源を確保するため、下水道料金などの歳入確保や、適切な資産管理・運用による経費節減に努め、経営の健全化を進める必要があることについて記述している。

次に、56ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、まず1つ目は、「水道水の水質の保全・向上」を単位施策とした。取り組みとしては、安全・安心な水道水を供給するため、水質の検査や監視を引き続き実施すること、老朽化した配水管の計画的な更新や、貯水槽設置者への適切な管理指導について記述している。

2つ目は、「水道水の安定供給」を単位施策とし、取り組みとしては、安定して水道水を供給できるよう、県との連携強化を図るとともに自己水源についても確保すること、老朽化した水道施設の更新や耐震化といった取り組みを推進すること、自然災害や水道事故などの発生に備えた、危機管理体制を強化することについて記述している。

3つ目は、「水道事業の経営基盤の強化」を単位施策とし、取り組みとしては、有収率の向上や、経営の効率化による財務体質の改善に取組み、経営基盤の強化に努めること、また、施設の維持管理の効率化を図るため、老朽化した水道施設の更新計画を策定するとともに、更新費用の平準化・最適化に努めることを記述している。

4つ目は、「公共下水道の普及・機能向上」を単位施策とし、取り組みとしては、未普及地域への下水道の整備を進めるとともに、安全・安心な下水道の利用のため、老朽化した下水道施設の更新や耐震化を推進すること、水質改善や衛生環境の向上のため、水洗化を

促進することを記述している。

5つ目は、「下水道事業の経営の健全化」を単位施策とし、取り組みとしては、下水道の経営状況や資産情報を的確に把握し、財政規律の維持・向上を図るとともに、アセットマネジメントを活用して、施設費用の平準化を図りながら、歳入の確保と経費節減に努めることを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかる目標指標として、統一の指標のほか、3つの目標指標を設定している。

1つ目は、「水道水の有収率」とし、現状値の平成25年度89.96%に対し、目標値を92.43%とした。有収率は、供給した配水量に対し、料金徴収の対象となった水量の割合を示したものであり、有収率を高い数値で維持することが持続可能な経営につながることから、本施策の推進状況を図る1つの目安とした。

2つ目は、「配水管網の耐震化率」とし、①管路全体と②基幹管路に分け、それぞれ現状値を上回る表記の目標値を設定した。配水管の耐震化は、自然災害などが発生したときでも、医療・保健機関などの救命活動に関わる重要施設などへ断水することなく水道水を供給するために欠かすことができない対策であることから、設定した。

3つ目は、「下水道処理人口普及率」とし、現状値の平成26年度85.9%に対し、目標値を88.0%とした。居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、公共用水域の水質を保全するため、下水道整備を進めることを、本施策の推進状況を図る1つの目安とした。

最後に、この施策に関連する個別計画として、「アクアプラン川口21～第2次川口市地域水道ビジョン～」を記載している。説明は以上である。

#### 【会長】

ただいまの説明について何かあったらお願いしたい。毎回お願いしているように、発言の際には、何ページの何番のどの内容についての意見、あるいは質問かを最初に述べてからお願いをしたい。いかがか。

#### 【委員】

56ページのⅡの水道水の安定供給の2つ目で、安定した水道水の供給のための自己水源として井戸水等々書いてあるが、一歩進んで、災害時に井戸水を活用する防災井戸という考え方がある。これをもっと市内のいろんな所に増やしていくというのも、政策的には今後必要ではないかと感じているのだが、水道事業の中でやるのか、防災施策の所で取り上げるべきか分からないが、その辺をどのように考えているのか伺いたい。

#### 【水道部長】

井戸水の活用で、災害時に防災井戸としての活用の推進を文言として加えてはどうかという主旨の質問だったと思うが、実績は多くないが、比較的大規模なマンションについて

は、マンションが個別で防災時に活用できるような井戸を掘っているといった取り組みをしている事例はある。

**【委員】**

現状の話はわかったが、今後必要性が出てくるという気がするので、災害対策の中で触れられたら入れておいたほうがいいのではないかと感じる。

**【会長】**

今のご意見を承り、後ほど事務局と担当部局で検討いただきたい。

**【委員】**

目標指標の中に、配水管網の耐震化率とあるが、1番目に管路全体の16.74%が現状値であると書かれているが、こんなに低いのか。

**【水道部長】**

目標指標の耐震化率の1番目、管路全体が16.74%、目標値が22.70%となっているが、2番目の基幹管路とは、配水する上で重要となる比較的管径の太い主要な管網のことであり、現在そちらの耐震化を重点的に進めている状況である。全体の配水管の割合としては、約9割が基幹管路以外のもので、現状の基幹管路の耐震化を進めても、その他の管路で9割を占めるものが残ってしまうため、整備の進捗率が上がっていかないという状況である。

**【会長】**

要は、基幹管路自体のパーセンテージが低いということか。

**【水道部長】**

全体の延長の割合に対して、基幹管路が約10%で、その他の基幹管路以外のは9割を占めている。先ほど申したように、重要性から基幹管路を先に耐震化しなくてはいけない状況であり、整備している割には進捗率が全体としては伸びない結果になっている。

**【会長】**

基幹管路の割合が少ないので、結局、全体的なパーセンテージが下がっているとのことである。

**【委員】**

今話を聞いていて思ったのだが、管路全体という目標を掲げる必要があるのか。基幹管路は整備するが、それ以外は伸びないというのが今の発言ではないか。

**【水道部長】**

ただ今のご意見は、基幹管路と全体、かなり割合的に低い数字に推移するので、基幹管路だけに限定してはどうかとの意見だと思うが、あくまでこの地震に耐える耐震化というのは、全体を通してやっていかなければ効果としては高まらないと考えている。基幹管路に重点を置くが、そちらを早期に整備することで、残りの9割のその他の管の部分も一定程度は進捗を図れるのではないかと現在では考えているので、併記したい。

**【委員】**

55ページの主な背景事象のⅣの1番目で、本市の下水道処理人口普及率は85.9%とあり、新郷・神根・安行地区は普及率が低いということだが、どのぐらい低いのか。また、その点もやはり上げていかないと全体として上がらないので、その辺の見通しはどのように計画を立てているのか、伺いたい。

**【下水道部長】**

普及率だが、市内全体では現在85.9%、新郷地区は54.2%、神根地区は51.9%、安行地区は48.5%となっている。これらの地区は郊外地で、管路を伸ばしていく割には人口密度が低いため、数字は上がりづらい。この各地区は、1年間で約1%から2%程度の伸びになっている。

**【委員】**

地域的なものでなかなか上がらないということもあると思うが、人口の増加とともに、今後その普及率が上がることを期待している。

**【委員】**

55ページの主な背景事象のⅤで、文章が背景事象ではなく、取り組みの表現になっているため、表現を検討していただきたい。

**【企画総務課長】**

ご指摘のとおりであるので、表記については、修正をさせていただきたい。

**【会長】**

ほかの委員は、何か意見はあるか。

「なし」の声あり。

## 【会長】

それでは、「E-3：安全・安心な上下水道サービスの提供」については以上とさせていただきます、次に移りたい。

次に「E-4：さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」について、事務局から説明願います。

## 【企画総務課長】

それでは、計画案文57・58ページをご覧いただきたい。「E-4：さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」について説明する。この施策では、基本方針として、「あらゆる危機から市民の生命と財産を守るため、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくりまします」とした。平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、日本は、原発事故や大規模な計画停電などを経験した。これを契機に、市民の防災・防犯意識の向上や、市民と行政が一体となった災害リスクに対する予防対策や災害発生時の復旧体制の構築など、危機に強いまちづくりが、より一層求められることになった。

このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、IからVにまとめた。

Iの主な背景事象では、東日本大震災を教訓に、行政が行う災害対策だけでなく、自助・共助の大切さが多くの市民に再認識されたこと、避難者の受け入れや原発事故の影響による放射線量の測定などを実施してきたこと、また、避難所の運営などにおいて、女性の視点が欠けていたために問題が生じたことについて記述している。

IIでは、近年、突発的に局地的な大雨などが増えていること、また、地面がコンクリートやアスファルトに覆われている影響により、都市特有の浸水被害が発生していることについて記述している。

IIIでは、本市における刑法犯認知件数はこの10年で大幅に減少しているものの、本市の市民意識調査においては、本市の良くないところとして、「治安が悪い」を挙げる人が最も多いこと、振り込め詐欺など、近年、巧妙化が進んでいる犯罪などからも市民を守るため、積極的な防犯対策や、防犯意識の啓発活動が求められていることを記述している。

IVでは、木造密集市街地や高層マンションエリアなど、地域の特性に応じた防災・減災体制の充実が求められていること、災害発生直後から効果的な初動活動が行える消防・救急・救助体制が求められていることを記述している。

Vでは、地震や水害だけでなく、大規模テロといった緊急事態なども想定した危機管理体制づくりを行ってきたこと、自然災害や新感染症などの危機が発生した場合であっても、行政サービスの提供を継続できる体制の整備が必要であることを記述している。

次に、59ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、まず1つ目は、「防災対策の充実」を単位施策とした。取り組みとしては、自

助・共助・公助による防災のまちづくりを推進するため、防災訓練の実施や自主防災組織への支援などの取り組みを行うこと、災害時における体制づくりを国や県、近隣市と連携しながら推進し、災害対応力の向上を図ること、また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復旧体制を確立することについて記述している。

2つ目には、「治水・浸水対策の推進」を単位施策とし、取り組みとしては、河川と下水道の整備を連携して行い、総合的な治水・浸水対策を推進すること、水害時の被害を最小限にとどめるため、ハザードマップなどの情報を市民に積極的に提供し、日頃から防災・避難意識を高めることを記述している。

3つ目は、「防犯対策の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、犯罪の未然防止のため、市内各警察署と連携して啓発活動を行い、防犯意識の向上を図るとともに、自主防災組織といった地域の助け合い活動を支援すること、市内3カ所目の警察署設置の要望や、市民が相談できる体制をつくるなど、市民が安心して消費生活を送れる社会を目指すことを記述している。

4つ目は、「消防・救急・救助体制の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、火災予防において、市民の防火意識の向上や、放火されないまちづくりに取り組むこと、木造密集市街地や高層マンションエリアなど、それぞれの状況に応じた訓練体制を充実・強化し、消防職員や消防団員の技術力向上や、施設・車両・人材の適切な配置により、高度な消防・救急・救助体制を構築すること、多種多様化する119番通報の適正利用の推進に取り組むことについて記述している。

5つ目は、「危機管理への庁内体制の充実・強化」を単位施策とし、取り組みとしては、あらゆる危機の発生を未然に防ぎ、万が一災害が発生した場合には、迅速な対応に努め、リスク対応力の高い庁内体制を構築することを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかる目標指標として、統一の指標のほか、3つの目標指標を設定した。

まず1つは、「防災訓練参加者数」とし、現状値1万6311人を、平成32年までに6万8000人とすることを目標として設定した。多くの市民が各種防災訓練に参加することにより、各関連相互の協力体制を確立させるとともに、市民や事業者などの防災意識の高揚が図られることから、本施策の推進状況を図る1つの目安とした。

2つ目は「刑法犯認知件数」とし、目標値については、「減少を図っていきます」と記載しているが、ここで目標値を変更し、「減少を図っていきます」から「10%減少を図る」と修正をお願いしたい。犯罪の発生件数は近年減少しているものの、市民意識調査の結果を見ると、多くの市民が「治安が悪い」というイメージを持っている傾向である。市民、警察、行政が連携し、犯罪の予防・未然防止を図り、犯罪を減らすことを指標に設定した。目標値を「減少を図る」から「10%減少」という具体的な数値目標を掲げた理由は、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」において、刑法犯認知件数の数値目標を設定していることから、本市においても市の現状を踏まえた数値目標を設定した。



3つ目は、「火災発生件数」を設定し、現状よりも減らすことを目標としているが、「火災発生件数」から「出火率」と修正をお願いしたい。関連して、単位は「件」から「件／万人」。現状値は「146」から「2.5」と修正いただきたい。「出火率」は、人口1万人あたりの出火件数であり、火災の発生状況を測る数値として、人口や世帯数の増減により左右されることがない数字であり、埼玉県でも使用していることから、設定した。火災の発生件数も近年減少傾向にあるものの、出火原因のトップは放火、または放火の疑いとなっており、市民が安全・安心な生活を送れるよう放火火災防止対策や市民意識の向上に資する啓発活動などを進めることで、出火率を減らすことを本施策の推進状況を図る1つの目安とした。ちなみに、国の出火率は3.4、埼玉県の出火率は3.2であり、本市の現状値の2.5は、国や埼玉県と比較すると、かなり少なく、引き続き、この数値を上回らないよう「減少を図ること」を目標値に設定した。

最後に、この施策に関連する個別計画として、「川口市地域防災計画」、「川口市河川整備計画」、「国民保護に関する川口市計画」、「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」を記載している。説明は以上である。

#### 【会長】

ただいまの説明について何かあったらお願いしたい。

#### 【委員】

58ページの単位施策と主な取り組みの中のⅢ防犯対策の充実の1番目、その中の3行目に「防犯灯の設置」とあるが、抑止力効果で一つ、防犯カメラの設置が非常に効果の高いものであり、議会でも度々取り上げられている。答弁もだんだん前向きになっているので、「防犯灯や防犯カメラの設置」という言葉が入ればと思うが、いかがか。

#### 【危機管理部長】

現在、防犯カメラの設置については、いろいろな方法があり、検討している最中である。記載については、事務局と相談させていただきたい。

#### 【委員】

58ページのⅡの「浸水・治水対策の推進」とあるが、先ほども話に出たと思うが、例えば事故で水道が止まったときに、高層マンションなどで世帯数が多い所があれば、電気は止まるかもしれないが、水はタンクとしてあって何もかもカバーできる。仮に浸水被害があったとしても地域住民も含め高層マンションに逃げられることも考えられる。また実施している所があるのかもしれないが、市とマンションで何らかの災害関係を想定した協定を推進していく考え方を取り入れていいのではないかと思ったのだが、いかがか。

**【危機管理部長】**

質問は、総合的なマンションと市との防災協定という意味合いでよいか。

**【委員】**

場所にもよるが、そのように実施していくのはいかがかということである。

**【危機管理部長】**

現在、マンションと市で協定しているのは1件である。川口駅周辺のマンションで、帰宅困難者を収容していただけるということで、協定を結んでいる。そのほか、協定には及んでいないが、先ほども話が挙がりました防災井戸は現在3カ所のマンションで設置されている。設置に対して市は補助金を出している。

マンションとの協定だが、考えられることは、水害時に高い建物に逃がしていただき、命を永らえる垂直避難の協定はあり得る。先ほどハザードマップの話があったと思うが、基本的には荒川が洪水になったときに、被害が甚大になり川口市の半分以上が水に漬かる状況になる。一応荒川は上流域から川幅全体に3日間で546ミリの雨が降ると破堤するだろうと言われている。それが原点だが、そのような雨の場合は、何日間かかかるという状況なので、高い所、川口市内は水に埋もれない地域があるので、それ以外をどうするかという計画である。

ただ、どうしても避難勧告、避難指示が出ても、従っていただけない市民の方はいるので、場合によっては浸水深の高い所ではマンション住民の方とそこに避難しても良いというような協定を今後検討していきたい。

**【委員】**

承知した。

**【委員】**

58ページの防災対策の充実に3点書かれており、危機管理対応の話だとか、体制強化の話だとか、避難所などの具体的な防災施設が例示として挙がっている。今、川口市は、政策的に建設部や消防庁などで積極的に災害に強いまちづくりに向けて様々なことをされている。福祉施設に事業用スプリンクラーとか、あるいは特別住宅なんかは延焼しないように耐火構造にしようとか、いろいろやっている。そういうものを、さらに一般の市民の一般住宅にも今後広げて行ってほしい。ですから、例えば、災害のときに役立つような設備を一般にも普及させていくというような方向性をどこかで入れられたらいいなと意見である。

### 【危機管理部長】

防災対策の充実の自助に書かれている考え方で、いわゆる災害の場合は自分の身を自分で守らなければならない、ということである。

ただ、自分だけで助けられない方はどうするのかという部分は、この次の避難行動要支援者の登録制度等々になる。やはり自分で守っていただかなきゃならないことと、協力して助け合わなきゃならないということ、公的な機関がしっかり助けなきゃいけないというところのすみ分けを、しっかり図っていければと考えている。

### 【会長】

今の部長さんの話だと、58ページの一番上に書いてある、公助・自助・共助の中の自助になるというわけである。

### 【委員】

まず、57ページの主な背景事象2つ目の所で、キーワードの所に「水害における」と入っているが、全体としてゲリラ豪雨の対応が背景事象に書かれていると思う。

ただ一方で、今年9日の夜から11日にかけての関東・東北豪雨においては、30年ぐらいいきなかった河川の堤防決壊が起こっている。これは内水氾濫と性格を異にするものであると考えると、先ほども話が出ていたが、川口が出している洪水ハザードマップの前提が、荒川が決壊するのは3日間で500数十ミリ降ったという想定がされているということを見ると、背景事象にも、関東・東北豪雨と書くかは別にして、内水の問題だけではなくて、いわゆる河川の決壊という意識をしなくてはいけないというのを入れたらどうかという点が1点。

連動するのだが、58ページの2番目の治水・浸水対策、その3つ目の2行目で、「日頃から防災・避難意識を高め」とある。これは大事なことだが、高めるだけでいいのか、もう一歩先が必要なのではないかという気がしている。先ほど話が出たように、逃げ場所である高いマンションや高い建築物との協定というのも1つの方法で、そうしたもう一歩がここの取り組みに入ったらいいのではないか。私自身も今は何かというものは持っていないが、ぜひそれを危機管理と防災のほうで書き込むところはないか。

### 【危機管理部長】

委員のおっしゃるとおりである。この部分にもう少し文言を加えていきたい。

### 【委員】

ありがとうございます。ぜひお願いしたい。今回の豪雨の中で、今年13日付の埼玉新聞で、川口市内の旧芝川などのポンプはほぼフル稼働して荒川に排水したことが川口市内で水が出なかった一つの要因とされている。そう考えると、荒川が決壊しなくても、ポン

プアウトができず、内側で決壊と同じような状況が起き得るとも意識をして、ぜひ取り組んでいただきたい。

#### 【委員】

3つある。1つ目は、Iの主な背景事象の3行目に、「行政の災害対策だけではなく、地域住民同士の助け合いによって多くの命が助けられ、自助・共助の大切さが再認識されています」という表現があるが、これは再認識というところの強調だと思うが、公助という点では主な取り組みの所にも書かれているので、公助も含めて再認識をされたという表現にしてはいかがか。

2つ目は、57ページのVの主な背景事象の最初のボツの所で、「本市は地震や水害だけではなく、大規模テロといった」という表現があるが、国民保護法に基づくといった表現のほうがいいのではないか。

最後だが、58ページのVの「危機管理への庁内体制の充実・強化」の4行目、「リスク対応力の高い庁内体制」とあるが、これは何を意味しているのか、説明をいただきたい。

#### 【危機管理部長】

1点目の主な背景事象Iに公助を入れるのは、事務局と相談させていただきたい。

2点目も事務局と相談したいと思う。

3点目の単位施策と主な取り組みのV、最後の行の「リスク対応力の高い庁内体制を構築」というのは、いわゆる業務継続計画によって、さまざまな事案が発生したときに滞りなくやっていく体制を構築していくことを書いている。

#### 【委員】

58ページのIの矢印の2番目の所、「連携しながら」の所が国や県、近隣市となっているが、帰宅困難者の対応では、行政だけでなくJRと協力して行うとか、電力不足であれば、東京電力やNTTなど、公共団体や事業者といった所とも連携しながら行うのではないか。

#### 【会長】

事務局と担当部で調整をお願いしたい。

#### 【委員】

Iの主な背景事象の所で、「過去の災害において女性の視点」と書いてあるが、特に女性といった理由は何なのか。例えば老人だとか、障害者だとか、そういうような部分の問題も含めてもいいのではないか。

【危機管理部長】

おっしゃるとおりである。東日本大震災では、避難所における老人、あとは障害をお持ちの方、さまざまな方がいろんな部分で不都合が生じたというのが発生している。

ただ、ここでは全てを載せられないという部分もあり、特に女性の視点が今問題になっているので、特化させていただいた。いわゆる避難困難の方等々、外人の方も含め、その辺の方々の文言についても、事務局と相談させていただきたい。

【会長】

それでは、だいぶ時間も超過していますので、この辺でE-4については仕切らせていただきますが、よろしいか。

「異議なし」の声あり。

【会長】

それでは、次にF「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」に移りたい。まず、「F-1：市民が元気に活動するための環境づくり」について、事務局から説明願います。

【企画総務課長】

それではまず、計画案文の60ページをご覧ください。目指す姿の6番目、「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」を、F章としてまとめた。F章は3つの施策で構成しており、「F-1：市民が元気に活動するための環境づくり」は、地縁活動や市民活動などについて、「F-2：市民と行政の相互協力」は、市民の市政への参加について、「F-3：行政経営の基盤強化」は、安定した行財政運営について記載している。

それでは、61・62ページをお開きいただきたい。ここで文言修正をさせていただきたい。まずこの全般で記述がある、「町会」の表記についてだが、実は鳩ヶ谷地区では町会ではなく、「自治会」という名称で統一をされている。このことから、「町会」ではなく、「町会・自治会」という表現が正しい表現となる。ついては、61ページの目標指標の3つ目の「町会加入世帯数」は、「町会・自治会加入世帯数」と修正願います。また同様に、主な背景事象のIの3つ目の文章中の2カ所の「町会」、そして、62ページの単位施策と主な取り組みのIの1行目中ほどの「町会」も、全て「町会・自治会」と修正願います。

それでは、「F-1：市民が元気に活動するための環境づくり」について説明する。まず、この施策では、基本方針として、「市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします」とした。地域や社会のさまざまな課題を解決するためには、行政だけでなく、市民自らが積極的にまちづくりに参加することが求められる。市民による自主

的・自発的な活動により、さまざまな課題を解決し、誰もが豊かに暮らすことができるまちをつくるため、行政はその活動を支援し、ともに取り組む環境づくりを進めることが必要である。

このような社会的背景の中、本市として、特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠとⅡにまとめた。

Ⅰの主な背景事象では、本市は古くから町会・自治会活動が活発であるものの、年々加入率の低下や構成員の高齢化などが顕著になっていること、町会・自治会は防災・防犯、青少年の健全育成などのさまざまな活動により、まちづくりの重要な役割を担っていることから、今後も町会・自治会の活動を尊重し、連携を密にすることで、市政運営に協力していただくことを記述している。

Ⅱでは、本市が「日本一のボランティアのまち」を目標に掲げ、市民活動に対して力を入れていること、近年の多様化・複雑化する市民ニーズに対応するには、行政の力だけでは限界もあり、専門性を発揮できる NPO などの市民活動の重要性が増していることなどについて記述している。

次に、62ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、まず1つ目は、「地縁活動（町会・自治会など）の支援」を単位施策とし、取り組みとしては、町会・自治会への加入促進策を推進するとともに、町会相談員制度を引き続き実施するなど、町会・自治会へのサポートを通じて、地域コミュニティーのつながりや活動を促進できるような環境づくりを進めていくことを記述している。

2つ目は、「市民活動（NPO・ボランティアなど）の支援」を単位施策とし、取り組みとしては、将来にわたり地域で活躍する人材の育成に関する事業の実施や、NPO 法人やボランティア団体の設立や活動に関する支援、盛人大学の取り組みについて記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況を図る目標指標として、統一の指標のほか、2つの指標を設定している。

1つ目は「NPO 法人、ボランティア団体数」で、現状値、平成26年度「410団体」のところ、平成32年度までに「550団体」を目指すことを設定した。本市の NPO 法人、ボランティア団体数はおおむね微増傾向であるが、参加したいという気持ちがあるにもかかわらず、行動に移すことに躊躇する人も多いと考えられることから、活動に対する垣根を低くするとともに、活動団体数の増加を促すことで、市民が活動に参加しやすい環境をつくることを施策の進捗を図る1つの目安とした。

2つ目の指標は、「町会・自治会加入世帯数」で、現状値よりも3000世帯増を目標値としている。町会・自治会への加入促進活動は継続して行っているものの、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などからなかなか効果を出せず、苦慮している状況である。活動の担い手が不足することは、地域での支え合いに影響することが懸念される。今後も継続して呼びかけを行い、加入世帯を増やすことを、施策の進捗を図る1つの目安とした。説明は以上である。

**【会長】**

ただいまの説明について何かあったらお願いしたい。

**【委員】**

62ページの単位施策と主な取り組みのⅡの市民活動の支援の矢印1の所だが、最初の所の対象が「小学生から高校生までの」と限定しているが、これは何か特定のボランティアプログラムについて高校生ままでと限定されているのか。もう少し広げてもいいのではないか。

**【市民生活部長】**

あくまでも市民活動の推進・支援を行っていく、まずは第一段階として、1つ目のステップとしては小学生から高校生ままでの若年層の入り口の問題として、青少年ボランティアの育成事業やボランティアスクール、また、夏休みボランティアサロンなどの個別事業を想定し、特化している所である。それ以上の年代以降についても、2番目以上のさまざまな段階においてボランティアに参加していただくステップを踏んでいきたい。まずは入り口という形での若年層という捉え方である。

**【委員】**

ありがとうございます。ボランティアスクールでやっている事業は対象が中学生から25歳までの青少年、サロンのほうは小学生に向けて毎週行っている。私がいつも思っていることだが、例えば高校生ではないけど、働いている16歳の若者もいる。

**【市民生活部長】**

ただ今のご指摘は、重々分かる。

表現については、高校生ままでに限るのではなく、若年層とさらに上の大学生だとか、検討させていただきたい。

**【委員】**

もう一点、同じ62ページのⅡで、この限られたスペースで入れるのはとても大変だと思うが、私がこの総合計画のための市民意識調査結果報告書を読んでいて、とても興味深かったことが1つある。市民活動に参加したいと考えている方が、スポーツ、芸術、福祉、環境、国際交流など、参加したい市民活動は何かとあるのだが、一番多かったのが、「参加したいきっかけや情報がない」で、25%だった。今矢印が3つあり、機会を与えようとか、さらに設立とか、盛り上げよう、50歳以上のシニア世代も生き生きできる、というのはあるが、まず入るきっかけの情報の提供が乏しいのではないか。この現実が参加したいけ

ど情報がなく、パートナー・ステーションにチラシが置いてあるが、それすらご存じない方にどうやってアクセスするのかをやらなければいけない。何かお考えがあるのか。

#### 【市民生活部長】

そのご指摘についても、重々分かるところである。市としては、今おっしゃったように、市民パートナー・ステーションが中心となり、さまざまな情報を提供しているところだが、それらの普及だとか、情報提供については、個々の事業の中で取り上げていきたい。青少年のボランティア大会やボランティア見本市、さまざまな事業はあるが、まだそれが周知していないという部分については事業計画の中で具体化させていきたい。

#### 【委員】

今の話の続きみたいなものだが、Ⅱの主な取り組み、施策という所で、こんなにあっさり書かず、もう少しいろんな思いみたいなものや、市民のパートナー・ステーションが出来てから、もう20数年経つわけで、その中で起きてきたいろんな問題点だとか、そういうものがきっとあると思うので、そういう論点をもっと少し入れ込んでもいいのではないか。

これもずっとやっていることだが、こういうボランティア団体で大事な部分は、継続力である。その継続をどうやって市のほうとしても支援していくかも1つ大事だろうと私は思う。

#### 【市民生活部長】

ただ今のご指摘については、ボランティアやコミュニティー活動、さまざまな活動への思い入れの部分だと私はありがたく頂戴したい。

ただ、ほかの項目等との表現のバランス上の問題もありますので、やはり思い入れがあるだけに書き込みたい部分がたくさんあるが、ほかの分野の部分でもそれぞれある中で凝縮して、後の具体化については個別計画、個別事業で盛り込んでいく形の流れになっているので、ただ今のご意見を頂戴した上で、検討させていただきたい。具体化の中でより細かな表現をさせていただきたい。

#### 【委員】

61ページのⅠのキーワードの3番目、「町会・自治会の加入率の低下と構成員の高齢化」とあるが、目標指標には町会加入世帯数を書いている。加入率が低いと書いてあるが、現状値の17万世帯が少ないのか、加入率が下がっているのか、ここがつながってこないのか、どのぐらい困った状態になっているのか。



【市民生活部長】

自治会加入率の遷移については、10年ほど前の平成17年では69%弱であった。ただ、今年の加入率は64%前後で推移している。その間、人口は増加している中でこれだけの率は達成しているが、その中にはやはり個々の町会においては活動がしにくくなっている、また、高齢化が進んでいるということによって、事業ができなくなってきたこともある。実数としては、大体毎年500世帯ずつ程度、今後伸ばしていければ、マンションだとかの新築の部分も含めて活動が維持できる水準になるのではないかと考え、いわゆる加入世帯数の実数として捉え、目標値として掲げた。

【委員】

それであれば逆に、その64%を例えば69に上げたいとしたほうが、分かりやすいのではないか。

【企画総務課長】

分かりにくいということだが、担当部局のほうと目標値として示すのに、どういった数字がいいかという中で検討し、世帯数で目標値を設定していこうとなった。何パーセントというよりも、何世帯増やそうというような、比べる対象としては分かりにくかったかもしれないが、何世帯も増えているというふうに数字を目にしたときにより分かりやすいのではないかと、担当部局と相談し、世帯数として目標値を設定した経緯がある。

【委員】

この町会の加入率がどんどん低下しているということは、市民の意識がどんどん離れていることである。やはり町会・自治会に入ることがどんなに地域に住んでいて良いかということも広報的なPRをできるようなそういう冊子もあるだろうが、より一層具体的に、簡潔に、それを調べていただき、それを住民、新しくここにお住まいになる方々に配布していく。低下しているとあるが、やはりそれを維持する、または向上させるということで広報活動、PRできることを盛り込んでいけたらいいと思うので、検討してもらいたい。

【市民生活部長】

ただ今のご指摘、ありがとうございます。今現在でも転入者の方には、転入者の手引きという形の中に加入のお誘いのパンフレット等も入れている。また、埼玉県の宅地建物取引業協会とも連携を図り、パンフレットをお配りいただくとかの活動を行っているが、ご指摘のとおり、まだ足りない部分があるかと思うので、ご指摘いただいた点を具体的な事業の中に今後とも反映していきたい。

### 【委員】

一方的に配布するだけでなく、それをどういうふうフォローアップするか、そういう活動ができるようなもので具体的なことをやっていくといい。非常に細かい話だが、そういう身近な行動が一つ一つ積み上がってくると思う。ぜひひとつお願いしたい。

### 【副会長】

先ほど加入率などのやりとりがあったが、背景として加入率が低下しているといっているときに、目標指標が世帯数というのはやはり分かりにくいのではないかと。率直に言って、加入率はあまり上がらないが、人口が増えて世帯が増えるから世帯数という数字でみれば、上がっているように見せかけたいのではないかと。ここはちゃんと率で正直に示すほうが市民に対しては正直なのではないかという印象を持ったので、検討いただきたい。

あと、関連して最初に事務局から、町会・自治会に変えるという説明があったが、この町会相談員制度というのは、「町会・自治会」とならないのか。これだけ「町会・自治会」とならないのは、聞いていて疑問に思った。

それから3点目、「構成員の高齢化」という言葉があるが、これはどうやって把握しているのか。直感的に町会・自治会の具体的な活動をやっている人が高齢化しているのは見ればすぐ分かるが、データとしてどのように取っているのか。つまり直感的な意味なのか、何かデータがあるのか、そこを教えてください。

### 【市民生活部長】

ただ今の1点目の加入率、加入実数、目標値の捉え方であるが、事務局と表現の調整をさせていただきたい。

2点目の町会相談員制度は、固有名詞で町会相談員制度という形で昭和44年から取り組んでいる事業である。固有名詞ということでご理解いただきたい。

3点目の構成員の高齢化の根拠であるが、町会の問題については、議会等でもいろいろご指摘いただいていることを踏まえ、各単位町会にアンケート等を行った際に、それぞれの具体的な項目のご意見の中に、会員の高齢化に伴って、例えば、「役員を行うことができないから脱会します」とか、「会費の負担ができないから脱会します」というような事象が挙げられている。それらを踏まえ、具体的にそれぞれの町会・自治会においてお困りの部分だと把握している。

### 【会長】

それでは、F-1については、以上で締め切らせていただき、F-2に移りたいがよろしいか。

「異議なし」の声あり。

## 【会長】

「F-2：市民と行政の相互協力」について、事務局から説明願います。

## 【企画総務課長】

それでは、計画案文63・64ページをご覧ください。「F-2：市民と行政の相互協力」について、説明する。この施策では、基本方針として、「市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、市民と行政の相互協力によるまちづくりをめざします」とした。行政主導で市政に取り組む仕組みを見直し、地域の実情を的確に把握している当事者である市民が、市政に参加することが重要である。このことから、市民と行政がお互いの立場を理解し、果たすべき責任と役割を自覚しながら、協力してまちづくりを進めていくことが必要とされている。

このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠとⅡにまとめた。

Ⅰの主な背景事象では、多様化・複雑化する課題やニーズに、きめ細かに対応するためには、市民の市政への参加が必要であり、そのための環境づくりとしての各種条例の整備が整ったこと、その一方で、選挙の投票率の低下に見られるように、市民の市政への関心が薄くなっていること、また、公正で透明な市政運営のため、個人情報保護に配慮しながら行政情報を適切に公開していることなどについて記述している。

Ⅱでは、市民の生活に必要な情報をさまざまな媒体を活用して提供していること、また、市民からの意見を広く取り入れるためには、直接市民の意見を聴取する必要があることを記述している。

次に、64ページの単位施策と主な取り組みをご覧ください。左側のページの背景事象を受け、まず1つ目は、「市民参加の環境づくり」を単位施策とし、取り組みとしては、市民が市政に参加しやすい環境を整えるとともに、行政職員に対する協働推進の意識啓発に努め、市民と行政が手を携えてまちづくりができる環境を整えること、重要な市の方針を決定するに当たり、適切な方法で意見を聴取し、市民の意見を反映させるように努めること、また、適切な情報公開と個人情報保護に努め、行政への理解を深めることで市民の市政への参加を促すことについて記述している。

2つ目には、「広報広聴活動の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、市民のニーズに合った情報発信の仕組みづくりを進め、市政への関心を高める広報活動を推進すること、市長への手紙や市民意識調査などを通じて、広く市民の意見を聴き、市政に反映することについて記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況を図る目標指標として、統一の指標のほか、「市の附属機関等の委員に応募した市民の数（附属機関等当たりの平均人数）」を設定した。現状値は平成26年度5.3人、目標値は6.5人とした。市の附属機関等の委員の公募は、応募者数に偏りが見られ、また応募者が固定化しているなどの現状が見られる。市民と行政の

相互協力によるまちづくりの達成には、市政への主体的な市民参加が必要である。日頃からの広報・広聴活動の充実に努め、公募による市政参加についてもさらなる周知徹底を図ることにより、より多くの市民が市政に興味を持ち、委員に応募していただける環境を整え、応募者が増えることを施策の進捗を図る1つの目安とした。説明は以上である。

**【会長】**

ただいまの説明について何かあったらお願いしたい。

**【委員】**

64ページのIの「市民参加の環境づくり」の記述で、3点書かれており、2番目と3番目は良いと思う。1番目は間違っていないが、ちょっと分かりにくい表現なので、検討いただきたい。「環境を整えます」という所で文章は終わっているが、基本は市民と行政がそれぞれの役割分担を明確に意識し、その特徴を生かした形をつくるというのが1つと、対応する行政側の職員が協働推進の意識をきちんと持つという、この2点がポイントであるので、そこを分かりやすい表現に変えていただきたい。

**【企画財政部長】**

ご指摘いただいた点については、表現を検討させていただきたい。

**【委員】**

背景事象のIに、「川口市自治基本条例と関連条例の制定」とあるが、関連条例とは、どういうものか。

**【企画財政部長】**

関連条例は、川口市市民参加条例、川口市協働推進条例、川口市市民投票条例、以上3つである。内容は用語解説のほうで説明したい。

**【委員】**

2点ほど。まず1つ目が、63ページの目標指標で、先ほど市の行政機関の委員に応募した市民の数とあって、これはこれで大事にしたいという説明であったが、併せて応募に偏りがあるという説明もあった。そもそも募集する審議会の中に入れる市民の定員が少ないという声の一部で聞こえてくる。例えば15人の委員会だったら大体定数が入れないとか、そういうこともあるので、やはりこの数を増やしていくということも大事なのではないか。同時に目標指標で「この定員自体を増やします」というのが加えられるとよりいいのではないか。

もう一つは、63ページの主な背景事象で投票率の低下というのがある。ただ、64ページのほうの主な取り組みでは、この投票率については一切触れていない。市としての取り組みを何かしら触れてもいいのではないか。

**【総務部長】**

私どもでは10%以上にするよう努めるという形にしております。そうすると、今委員さんがおっしゃった15人ですと2人が10%を超しているという形になる。その辺は行革の中で考えを少し整理することができるかと思う。

**【企画財政部長】**

自治基本条例の次に投票の話があるが、文章のつながりに関しては検討させていただきたい。

**【委員】**

投票率のほうは、それで構いません。前段のほうだが、市の内規で審議会には10%以上の市民を入れるとなっていることは私も承知をしているが、ただ残念ながら、今のこの間の運営だと10%超えればいいだろうと、15人だったら2人いれば十分というところで立ち止まっているように見える。せっかくの取り組みで審議会など適切な法的機能を処置しようと、より多くの市民の声を取り入れようと言っている割には、ちょっと前進がまだまだ見られないと思うので、できれば、そもそも10%という数字を挙げるということも1つの方法かもしれないし、実際の運用では10%以上となっているわけだが、2割取ったって何の問題もないということであるので、それをぜひ取り組んでいってほしい。

**【会長】**

ほかの委員さん、いかがか。

「なし」の声あり。

**【会長】**

それでは、F-2については、以上とさせていただき、時間が延長になるが、ご了解いただいて「F-3：行政経営の基盤強化」について、事務局から説明願います。

**【企画総務課長】**

それでは、65・66ページをご覧ください。「F-3：行政経営の基盤強化」について、説明する。この施策では、基本方針として、「行政資産を適切に管理運営し、効果的かつ効率的な行財政運営を進めます」とした。市民の価値観や生活様式の多様化に伴い、

行政に対するニーズも高度化・複雑化してきている。限られた財源と人員の下で、行政需要に的確に対応し、より良い行政サービスを実現するため、効果的、かつ効率的な行財政運営が求められている。

このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠからⅣにまとめた。

Ⅰの主な背景事象では、市民のニーズに的確に応えられる職員の育成と、行政課題に迅速に対応し、職員の能力を発揮できる組織体制の確立が必要であること、これまでの職員の意識改革、研修に加え、今後は中核市への移行を意識した人材の育成と、組織全体の最適化を図る必要があることについて記述している。

Ⅱでは、本市の財政構造は今後も厳しさを増すことが想定される中、引き続き行政改革による事業の見直しと、一層の歳入確保の取り組みが求められていることについて記述している。

Ⅲでは、老朽化に伴う公共施設の更新や、公共施設が分散しているための行政サービスや維持管理の効率の悪さ、また、将来的な公共施設の適正管理などの課題があること、現在、老朽化をはじめさまざまな課題を抱えている本庁舎について、現本庁舎敷地および現市民会館敷地に新庁舎を建設することが決定していることについて記述している。

Ⅳでは、既に完了した庁内の情報連携・共有化を活用した、市民サービスの高度化や利便性の向上、新たな情報通信技術の活用による行政運営の効率化・低コスト化、災害などの危機への対応が必要であることについて記述している。

次に、66ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、まず1つ目は、「人材の育成と組織の最適化」を単位施策とし、取り組みとしては、市民に必要なサービスを適切に提供できる体制を整えること、質の高い市民サービスを提供するため、適切な研修を実施し、職員の能力を向上させること、能力本意の適切な評価と任用により、職員のモチベーションや質を向上させることについて記述している。

2つ目には、「財政基盤の強化」を単位施策とし、取り組みとしては、行政改革により、事業の適切な執行に努めることや、市税等の収納率を向上させ、歳入の確保に努めるなど、行財政運営の安定化を図ること、また、地方公会計制度に基づく財務書類の作成により、市民に対し、透明性のある財政運営を図ることについて記述している。

3つ目には、「公共施設の適正化」を単位施策とし、取り組みとしては、地域の実情や施設の特性に合わせ、適正で安全な公共施設の提供と管理運営を行うこと、新庁舎の建設に当たっては、環境や災害に配慮した、さまざまな機能が集約された庁舎の建設を目指すことについて記述している。

4つ目には、「情報化の推進」を単位施策とし、取り組みとしては、行政側から市民に必要な情報を発信、提供するプッシュ型サービスなどの検討を行うこと、ICT資産全体を最適化し、行政運営のさらなる効率化・低コスト化に取り組むこと、災害時も可能な限り業務は中断せず、万が一中断したとしても早急に復旧できる仕組みや体制を構築することにつ

いて記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況を図る目標指標として、統一の指標のほか、3つの目標指標を設定した。

目標指標の所で数値の修正をお願いしたい。25年度の数値を書いているが、最新の平成26年の値が出たので、申し上げる。まず一番上、経常収支比率については「93.2」となっているが、「95.0」である。その下、市税収納率、「90.59」となっているが、「91.52」である。そして最後、国保税の収納率は、「81.1」となっているが、「82.34」である。

では、説明を続けたい。1つ目は、「経常収支比率」で、現状値26年度95.0%を、平成32年度までに90%前半とした。経常収支比率は、市税などの経常的な歳入が扶助費などの経常的な歳出にどの程度充当されているのか示す指標で、財政構造の弾力性を測る指標とされている。近年の厳しい社会情勢の中で目標値は高いハードルとなっているが、さらなる経常経費削減等を踏まえ、施策の進捗を図る目安とした。

2つ目は、「市税収納率（現年度分・滞納繰越分）」とし、現状値は平成26年度91.52%、目標値は「中核市の平均値を目指す」とした。

3つ目は、「国保税収納率（現年度分）」とし、現状値は平成26年度82.34%、目標値は市税と同様に、「中核市の平均値を目指す」とした。

これまでも徴収体制の整備拡充を図りながら収納率向上対策に取り組んできたが、依然として市税・国保税ともに収納率は低迷しており、県下でも下位に位置しているのが現状である。このような状況を改善するため、今年度から「特別債権回収室」を新設し、厳格に滞納整理を進めておりますことから、このような取り組みを通し、財政基盤の強化を図ることを、本施策の進捗を図る1つの目安とした。

最後に、この施策に関連する個別計画として、こちらの記述では「第3次」となっているが、「第4次川口市行政改革大綱」、「川口市公共施設等総合管理計画」、「第2次川口市情報化基本計画」、「川口市情報セキュリティ基本方針」を記載している。先ほど言ったが、この「第3次川口市行政改革大綱」と記載していたのは、現在、「第4次」として改定中であり、総合計画と同じ、平成28年4月スタートとなっていることから、ここでは「第4次」と表記をさせていただくので、修正願います。また、「川口市公共施設等総合管理計画」についても現在策定中であるが、記載をしている。このように、個別計画については、総合計画の策定と併せ、平成28年4月時点での表記をさせていただくので、ご了承願います。説明は以上である。

#### 【会長】

ただいまの説明について何かあったらお願いしたい。

### 【委員】

66ページの1、「人材の育成と組織の最適化」で、ここに書かれていることはそのとおりだが、基本的な視点として私が思っているのは、実は行政マンというのはある意味、民間の相談に乗ったり、リードしたりという役割もあるが、行政分野ごとにその分野の業務に精通した行政マンをきちんと育成をしていかないと難しい。優秀な方はたくさんいるが、年ごとに異動され、いろんな経験をされて、どこでも通用するジェネリックな行政マンの方はたくさんいる。

ただ、個別の行政分野で本当に精通したスペシャルな行政マンをきちんと意図的に育成していかないと、行革か何かでいなくなると、今までやってきたものが継承できなくなったりすることがある。

### 【総務部長】

ジョブローテーションの中で人材育成を目指して人事異動を行うが、ジョブローテーションの中で適性を見極め、その中でその職員が各分野の中で適性を発揮できるような状況が作り出せれば、その職員にその分野の専門的知識をさらに深めていってもらうということも考えられる。特にあとは専門職である、技術職については、専門技術を持った方を途中で採用するとか、そういったこともできる。

### 【委員】

まず1点目が66ページの主な取り組みの2つ目の「財政基盤の強化」ですが、財源が厳しい中で、税収をどう増やすかという視点がここにはないと思う。財政をいかに今のものを効率的に使うかだけではなく、そもそも増やすことが大事だと思う。今後本市としても現役世代を中心とする人たちがより魅力を感じ、川口に住みたいと思ってもらうことを意図するような施策があってもいいのではないか。ここに具体的に書くものではないので、本市が現役世代にとって魅力あるまちにしていくという方向を示すだけでも大きく前進だと思う。その辺の検討をいただけないか。

また、これはあくまでも意見でとどめ、ここで議論する場ではないと思うが、主な背景事象のⅢ、新庁舎などの建設が進み始めているとあって、現在地と市民会館跡地ということが進んでいる。一方で、Ⅲに対応する主な取り組みの中で、大規模災害に対応する拠点をつくらなきゃいけない、また、機能の集約化をした庁舎でなければならないという定義があるが、今の場所でそれができるのかというところにはいろんな議論があることについて、一言だけ付け加えさせてもらっておきたい。

### 【会長】

後段のほうについては、やはり老朽化した本庁舎の建て替えはもう急務であり、決定事項であるわけですから、ここで審議することではない。



**【委員】**

それは分かります。

**【会長】**

それは、個人の意見としてお聞きします。前段のことについては、企画財政部長。

**【企画財政部長】**

税収の収納率向上については努力するが、それ以外に魅力ある都市にすれば人々も市民の方も増加して、収入が増えるのではないかというご意見かと思うが、全体の経済力を発展させるという所から連立される話だと思うので、ここに直接入れるのはどうかと考えている。

**【委員】**

65ページの主な背景事象のⅢであるが、最初の黒ポツの2行目の真ん中から、「公共施設が分散していることによる、行政サービスや」という表現がある。このうち、公共施設というのは、内容からすると庁舎のことを指していると思う。そうであれば、2つ目の黒ポツのやはり2行目に「庁舎の分散」ということが書かれており、重複しているのではないかと思うので、この辺りは整理していただいたほうがいいのではないか。

**【企画財政部長】**

ご指摘どおりである。再度検討させていただきたい。

**【委員】**

66ページの単位施策と主な取り組みのⅠの一番下に、「適切な評価導入によってモチベーションの向上を図ります」とあり、とても素晴らしいことである。ほかの自治体、国でもよく聞かれるが、いろんな理由で病欠になっている方が実は現場に多いのではないかと考えている。定員の中で1人でも2人でも病欠すれば、当然その業がほかの方の肩に掛かっていると思う。川口市では、どれぐらいの職員がいて、長期病欠という方々がどのぐらいいるのか。

**【総務部長】**

現在、職員は約4200名おり、30日以上病欠で休んでいる職員は70人強いる。

**【委員】**

確認なのだが、65ページの主な背景事象のⅡに「本市の経常収支比率は高止まりし、財政構造が硬直化していますが、超高齢社会に位置付けられる現在」とあり、3点のこと

を述べているが、これは川口市のことなのか、一般的な話なのか、そのところを確認したい。また、財政構造が硬直化するという点では、経常収支比率についての目標値等もあるが、財政状況がどれぐらいの比率になったら危険水域になるのか、その点について説明をいただきたい。

**【会長】**

文言は、川口のことではないか。「本市」という主語が出ている。

**【企画財政部長】**

経常収支比率は、先ほども26年度は95.0という説明をしたが、これは本市の話である。ちなみに21年度は90.5%で、この5年間で4.5%上がった。この数字に関しては低いほうがよいわけで、近隣の都市では80%台の所も見られる状況である。目標値として示した90%台ぐらいを目指したいと考えている。そうでないと、財政が交際費、人件費、物件費等、経常的な支出のほうに財源が配分されるばかりで、現状95%ですから残りの5%が自由に市単独事業のほうに使える財源ということになる。

**【委員】**

ありがとうございました。1つ、「超高齢社会に位置づけられる」という所では、川口市は都市部なので、これは現在超高齢化という自治体になっていないと思ったが、こうした表現が本市の話と全国的な話と混乱している、共存していると思う。

**【福祉部長】**

今の超高齢化かどうかということについては、現在既に21%を超えており、高齢化の区分上、21%を超えると、超高齢化の分野に入ってしまうので、一応川口は現時点では超高齢化と言える状況にある。

**【委員】**

65ページの主な背景事象の所の文字間がすごくギチギチで読みたくなくなってしまう。もう少し整理できるのではないか。

それから、全体についてだが、AからFまでで担当部署の方がいろいろ取り組みを書かれているが、温度差を感じ、差が目立つので、完成させるときにはもっとレベルを上げていただきたい。

**【企画総務課長】**

読みにくいということに関しては、総合計画書として製本するときレイアウト等で見やすい形でまとめたたい。

今まで審議をいただき、確定した内容について、また増やすなどは審議の内容がまた初めからになるので、それはご理解いただきたい。

**【委員】**

取り組みのⅡだが、収納率が県内で川口市が最も低いといわれている。市税の収納率向上については、実際に去年1年間はかなり税収の滞納率を解消できたと聞いているが、いくぐらい解消できたのか。それは何があったら増えたのか。

**【理財部長】**

まず1点目、県内で最も低いといわれているが、市税全体では63市町村中、平成25年度が59位、26年度は58位である。ただ、その下は町がいくつかあるという形で、市で見ると最も低いという形である。26年度と27年度の収納額は、26年度が913億円、25年度が890億円であるので、23億円ほど増えている。何をやったかということだが、差し押えを強化したこと、不動産購買をするようにしたこと、26年度は納税のコールセンターを設置し、電話で催告をするというようなことも新たに行った。そういうことを地道にやりながら、収納率の向上を図っていった。今、目標値の中核市の平均値にするという形であるが、25年度の数字は、中核市の平均値が単純平均で94.3%、まだ川口は先ほども話があったように91.52%、まだ3%近くの差がある。平成30年に中核市を目指す川口市としては、その仲間入りをするためにも平均値をまず目指したいと思っているので、皆様にもぜひともご協力いただければと思う。

**【委員】**

27年度も、継続して順調にいつているのか。

**【理財部長】**

27年度も、ちょっとずつだが上がっている。

**【会長】**

大変時間も超過したので、ここでF-3については仕切らせていただいて、よろしいか。

「異議なし」の声あり。

**【会長】**

大変長時間にわたり、ありがとうございました。本日本日予定していた内容については、おおむねご審議をいただいた。

なお、今回も、会議の後に意見を提出できる機会を設けたい。事務局、期限などはいかがか。

**【企画総務課長】**

今回の期限については、10月6日火曜日までとしたい。ご提出方法は今までと同様にメール、電話、ファクス等をお願いしたい。

**【会長】**

それでは、そのようにお願いしたい。また、ご意見等があった場合の報告は、事務局で調整をして、整い次第、適宜、審議会で報告をさせていただく。

それでは、本日の審議は以上で終了とさせていただく。

続いて次回の審議会について知らせたい。次回は、10月16日金曜日、午前10時から、会場が水道庁舎の大会議室である。会場が変わり、水道庁舎の大会議室に移して開催となるので、よろしくをお願いしたい。

そして、次回の審議会から地域別計画の審議に入る。事務局で地域別計画の案等を用意しているので、委員の皆さん方に配布願います。事務局から何か説明はあるか。

**【企画総務課長】**

それでは、地域別計画の概要について、簡単に説明する。

まず目次をご覧ください。本年度、本日を含め、5回の審議会において基本計画総論から基本計画各論の最後、F-3までご審議をいただいたところである。次回からは地域別計画として、中央地域から鳩ヶ谷地域までの10地域をご審議いただく予定である。

次のページをご覧ください。まず1ページ目には、地域別計画の説明、構成、記載報告の概要を記載している。

2ページには10地域の位置が分かるよう、町丁名も含めた地図を入れる予定である。

3・4ページをご覧ください。中央地域から22ページの鳩ヶ谷地域まで、10地域をそれぞれ見開き2ページにまとめている。地域の現況と主な取り組みの内容については、基本計画各論での記述をそれぞれの地域に特に関連するものを落とし込んだものとなっている。

23・24ページをご覧ください。次ページの25ページまでは、基本計画各論の各施策に関連する個別計画として記載の計画について、その概要と計画期間を一覧にまとめたものである。

なお、次回の審議会では1ページから12ページの新郷地域までを、次々回の審議会では神根地域から鳩ヶ谷地域までをご審議いただく予定である。よろしくをお願いしたい。説明は以上である。

**【会長】**

今、事務局から説明があったが、次回10月16日の審議会では1ページから12ページの新郷地域までの審議をお願いすることになるので、事前にご覧いただきたい。最後にその他だが、委員の皆さんから何かあるか。

「なし」の声あり。

**【会長】**

事務局からは何かあるか。

**【企画総務課長】**

次回の審議会についての事務連絡をさせていただく。先ほど会長から連絡があったように、次回の会場は水道庁舎の5階の大会議室となるので、お間違えのないようによろしくお願いしたい。

なお、駐車場等のご案内については、次回の通知文の中で説明をさせていただく。以上である。

**3. 閉会**

- ・ 会長より閉会宣言があった。